

佐賀県告示第 108 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 7 年 5 月 23 日から同年 6 月 23 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	神崎市脊振町広滝字中ノ原 1263 番 7 地先 から 神崎市脊振町鹿路字川ノ内 520 番 1 地先ま で	令和 7 . 5 . 23